資料４

消費者庁に届出された機能性表示食品中新規食品成分の安全性の確認に関する意見

内容	
	紅麹関連製品への対応に関する関係閣僚会合において機能性表示食品制度等に関する今後の対応が発表され、その中で「新規の機能性関与成分に係る機能性表示の裏付けとなる安全性・機能性の課題について科学的知見を有する専門家の意見を聴く仕組みの導入等」の記載があります。食品の安全性については食品安全委員会がリスク管理機関とは独立して評価する仕組みですので、安全性について消費者庁が食品安全委員会とは異なる判断をすることはあってはならないと考えます。仮に消費者庁が安全性を判断するとしても、その判断基準は食品安全基本法の精神に従って食品安全委員会が提示すべきで、そのために「新規成分」の定義や安全性の判断のための明確なガイドラインの作成が必要と考えます。 紅麹関連製品への対応に関する関係閣僚会合https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/benikouji/index.html